# 新潟県障害福祉職員等処遇改善事業補助金計画書(障害児分)

## 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジントオカマチフクシカイ								
法人名	社会福祉法。	社会福祉法人十日町福祉会							
法人所在地	〒 9480144 新潟県十日8	〒 9480144 新潟県十日町市水口沢99番地							
フリガナ	カミムラ テッ	ノユキ							
書類作成担当者	上村 哲之								
連絡先	電話番号	028-761-7340	E-mail	info@fuku-tokamachi.or.jp					

## 2 賃金改善計画について

1	新潟県障	害福祉職員等処遇改善事業補助		134,30	8 円					
2	賃金改善	の見込額(令和6年2~5月分)		136,64	5 円	← <mark>O</mark>				
3	基本給等	による賃金改善の見込額( <b>令和</b>								
		県障害福祉職員等処遇改善事 頁(令和6年4·5月分)	67,154	円	( 91.02 ) 9	6 ← <mark>O</mark>				
	ii )賃金	改善の見込額(令和6年4・5月	68,194	巴			_			
		i)うち、基本給等による賃金改善の <b>右側の額は i 欄の額の2/3以上</b> 。	61,125	円						
	福考	福·介護職員の賃金改善の見込額(参 う)	68,194 円					•		
		うち、基本給等による改善の見込額	61,1	125	円	( 89.63 ) %				
			(一月あたり	30,563	円)					
	7	の他の職員の賃金改善の見込額(参考)	0							
		うち、基本給等による改善の見込額		)	円	( 0.00 ) %				
			(一月あたり	0	円)					

### 【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
- I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
- Ⅱ令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

## 3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、新潟県障害福祉職員等処遇改善事業補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準 を引き下げないことを下欄へのチェック(✔)により誓約すること。

新潟県障害福祉職員等処遇改善事業補助金による賃金改善以外の部分で賃金 水準を引き下げません。

#### 【記入上の注意】

- ・「新潟県障害福祉職員等処遇改善事業補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の新潟 県障害福祉職員等処遇改善事業補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実 績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-2(実績報告書)3を参照すること
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事 情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ・ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月か ら5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

①賃金改 善を行う給 与の種類	(业 上	·スアップ等 ジず選択) ·記以外 ジず選択)	✓	基本給手当(新設	:)	決まって毎月 る手当( 手当(既存の 増額)	 	決まって毎月支払 (既存の手当の 該当なし(全て基 本給等)	 		)
	j	就業規則の	)見	直し <mark>/</mark> 1	賃金規	容の根拠となる	その他	(			)
②具体的 な取組内 容	· 給与	5規程の基本 給は給与規	本給程の		000円ぐ ≧Iこ27F	~4,000円をベース		る部分を抜き出すこと。			
③ベース アップの実 施予定		実施する 実施しない		施しない場 やむを得な い事情							

# 5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

C

	確認項目	証明する資料の例
1	令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	_
1	令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
1	補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
1	補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
1	補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
1	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
1	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
1	職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	_
1	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

O

	令和6年2月からの新潟県障害福祉職員等処遇改善事業補助金の支払に係る新潟県国民健
/	康保険団体連合会から新潟県への支払口座情報の提供に同意します。

(上記に「✔」を付けた場合)

上記の口座の名義人が法人代表者以外の場合、当該口座名義人へ当該補助金の受領について委任します。

(上記に「✔」を付けなかった場合)

別紙様式1-4で届け出た口座の名義人が法人代表者以外の場合、当該口座名義人へ当該補助金の受領について委任します。

計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

 令和
 6
 年
 4
 月
 18
 日
 法人名
 社会福祉法人十日町福祉会

 代表者
 職名
 理事長
 氏名
 尾身
 晴夫

# 【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。